

岩倉市地域公共交通会議議事録

会議名称	平成 26 年度 第 3 回岩倉市地域公共交通会議	
開会及び閉会日時	平成 26 年 8 月 28 日 (木) 午前 10 時から 11 時 30 分まで	
開催場所	岩倉市役所 第 1 委員会室	
会長氏名	磯部 友彦	
出席委員 職氏名	<p>中部大学教授 名鉄バス株式会社 運輸部部长兼運輸計画課長 名鉄西部交通株式会社 営業部長 公益社団法人愛知県バス協会 専務理事 愛知県タクシー協会 副会長 愛知県交通運輸産業労働組合 代表者 中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官</p> <p>愛知県地域振興部交通対策課 主幹 愛知県一宮建設事務所 維持管理課長</p> <p>愛知県江南警察署 交通課長 区長会長 岩倉市長</p>	<p>磯部 友彦 加藤 直樹 久留宮 優司 古田 寛 松浦 秀則 野口 勝正 小河原 恵吾 (鈴木 隆史代理) 古橋 昭 丹慶 有司 (木村 彰良代理) 水野 文三 中島 徳男 片岡 恵一</p>
欠席委員 職氏名	民生委員児童委員協議会代表	横井 武彦
事務局 職氏名	<p>総務部長 企画財政課長 企画財政課主査 企画財政課主事 企画財政課主事 あおい交通株式会社 総務部長</p>	<p>柴山 俊介 長谷川 忍 加藤 淳 須藤 隆 宇佐美 祐二 関戸 真治</p>
傍聴者	4 名	
会議次第	<p>1 会長あいさつ 2 市長あいさつ 3 報告事項 (1)岩倉市デマンド型乗合タクシー実証運行の実績報告について (2)デマンド利用者聞き取りアンケートについて 4 協議事項 (1)乗降場所の追加について (案) (2)岩倉市デマンド型乗合タクシー運行業務について 5 その他</p>	
配布資料	<p>1 次第 2 資料 1 : 委員名簿 3 資料 2 : 岩倉市デマンド型乗合タクシー実証運行の実績報告について 4 資料 3 : 乗降場所の追加について 5 資料 4 : 岩倉市デマンド型乗合タクシー乗降場所リスト 6 資料 5 : 岩倉市における公共交通に対する取組について 7 資料 6 : 名鉄バス「間内・岩倉線」チラシ 8 資料 7 : デマンド利用者聞き取りアンケート</p>	

議事録

次第 3～5 について

3 報告事項

[事務局より報告事項(1)及び(2)について資料説明]

(1)資料 2 のとおり

○水野委員

一度の運行で何人乗車しているか。

○事務局

乗車人数の総数に対する複数乗車人数の割合を乗合率として算出したところ、4月から7月の乗合率の平均は約 46 パーセントだった。全体の 4 割以上は 2 人以上乗車していたことになる。

(2)資料 7 のとおり

○中島委員

帰りの便を利用しない人や、利用したいが予約できなかった人は、その後どのように帰宅したのか。

○事務局

短い乗車時間の中で、そこまで聞き取ることはできなかった。今後、機会があれば調査したい。

○会長

利用者に対するアンケートなので肯定的な意見が多いが、更なる改善策を考える上で重要である。一方で、非登録者や未利用者に対する調査も検討してほしい。

4 協議事項

[事務局より協議事項(1)について資料説明]

乗降場所としての公共的機関の枠組みを広げ、「広場、警察、郵便局、金融機関」を追加したい。対象の乗降場所は 16 か所あり、承認が得られれば追加に向けて調整を取っていく。三菱東京 UFJ 銀行岩倉支店のように、近くにすでに他の乗降場所がある場合は追加しない。

○水野委員

各乗降場所間の距離について、近い・遠いという基準はどうなっているか。

○事務局

明確な基準は定めていないが、隣接していたり市道を 1 本挟むだけであつたりする場合は近いとみなす。三菱東京 UFJ 銀行岩倉支店については、市道を 1 本挟んだ向かい側に小川医院という乗降場所がある。乗降場所の管理の関係もあり、近い場所はできるだけまとめた。ただし、名古屋銀行岩倉支店と岩倉幹部交番のように、県道などの広い道路を挟んでいる場合は、それぞれ

を乗降場所として指定する。

○会長

交差点や駐車場の出入り口など、明らかに乗降してはいけない場所を指定しないように注意する必要がある。そう考えると、指定できる場所は限られてしまう。都心などで建物は複数あるが、乗降できる場所は一つしかないという可能性も出てくる。特に高齢者は乗降に時間がかかることも多いため、より良い乗降場所を指定しなければならない。

○中島委員

資料4の記載方法では、三菱東京UFJ銀行岩倉支店やいちい信用金庫愛北営業部へ行くための乗降場所が見つげにくい。

○会長

医療機関や金融機関など、種別ごとの乗降場所リストを載せたほうが目的地を見つけやすくなる。例えば乗降場所35番は、医療機関リストに35番小川医院/小川歯科医院（三菱東京UFJ銀行岩倉支店）と記載し、金融機関リストにも同様に記載する。一つの乗降場所を異なる種別で重複して記載しても構わない。

○事務局

利用者に対しては、資料4ではなく利用者向けの乗降場所リストを配布している。ただ、指摘されたような種別ごとのリストは用意していないので、より分かりやすいものにしていきたい。

○水野委員

今回の会議で承認を受けた後には、当初と同様に乗降場所の現場調査を行うのか。

○事務局

当初に現場調査を行ったのはバス停のみである。他の施設に関しては、その駐車場に停車する前提であったため、警察を伴った現場調査は行っていない。今回新たに追加を予定している乗降場所についても同様である。

○水野委員

追加予定の乗降場所との交渉は済んでいるのか。少なくとも岩倉幹部交番については、乗降場所として追加する旨の報告は聞いていない。

○事務局

現時点では、乗降場所として追加する「候補」であり、この会議で承認を受けた後に関係者と協議する予定である。そこで了承をもらえたら乗降場所に追加する。

○会長

厳密には、協議事項としては、乗降場所として指定する「施設の種類」の追加を承認してほしいということであり、その具体例を乗降場所リストに示している。会議での承認を経て、関係者と協議したり、道路交通法と照らし合わせたりした後に、乗降場所としての追加が決定する。

○加藤委員

そうであるなら、資料3は「乗降場所の追加について（案）」とするべきである。資料として正確な表現を用いてほしい。

○会長

資料3については、「追加する乗降場所」を「追加する乗降場所の候補」と変更し、「乗降場所の位置」を「乗降場所の位置（参考）」と変更すること。さらに、「現地調査の上で最終決定をする」と追記すること。

それでは、修正したものについて決議を取りたい。異議はないか。

【全会一致で異議なし】

[事務局より協議事項(2)について資料説明]

これまで、平成25年度に承認を受けた計画書をもとに実証運行を実施してきた。この計画書を基に、平成26年10月1日からの本格運行に向けて資料5「岩倉市における公共交通に対する取組について」を作成した。本格運行の計画書として承認してほしい。

○鈴木委員代理

今後の参考として、21ページからの9-1事業計画の中で、何か変更があった際に申請が必要な事項について伝えておく。

- (3) 運行区域 岩倉市の場合はもともと市内全域を対象としているので変更は考えにくい。
- (4) 運行の形態 区域運行は、その必要性が常に問われるものである。改めて必要性について確認をしておくべきである。また、万が一、その必要性が無くなるようなことがあれば、手続きは不要だが、議論はしっかりとすること。

(6) 運行方法

イ 運行時間帯

ウ 運行回数

キ 運賃

ク 運行車両 台数の増減及び変更の際に手続きが必要。

ケ 乗降場所 区域内（市内）に追加する場合は、手続きは必要ない。区域外（市外）の場合は手続きが必要。

また、地域公共交通会議の開催時期について、25ページの表では5月と11月に予定されているが、変更した方が良いかもしれない。事業内容を変更することになった場合、内部の人事異動等も考慮すると、4月や10月を変更の始期とする方が良い。利用する市民にとっても分かりやすい。5月や11月に会議を開催すると、変更開始まで長く空いてしまう。会議での決定事項を反映させるまでには2か月程を要することなども含めて、色々と考慮した方が良い。

○事務局

状況の報告も兼ねて、半年に一度を目処に会議を開催したいと考えている。指摘のとおり、何か変更が必要となった場合は、10月からの変更を目指して8月に会議を開催することを考えていきたい。

○古橋委員

登録対象者の登録要件の変更について、事務局は調査しているか。例えば、妊婦が出産したかどうかなどの確認はしているか。

○事務局

定期的に確認をしている。また、出産後には、その子どもを就学前児童として登録し直すように促している。

○古橋委員

もう一点、利用者が一度購入したチケットの払い戻しについては、どのような取扱いとしているか。

○運行事業者（関戸）

システム上は払い戻しが可能であるが、現時点で払い戻しの事例は1件もない。もし、今後申請があれば事務局と協議の上で払い戻しを行う予定である。

○会長

利用者に周知していく内容を整理していく必要があるということである。

○事務局

これまでに2度、デマンドニュースを全登録者に対して送付した。チケットの払い戻しについても、運行事業者と協議の上、デマンドニュースで周知していきたい。

○会長

他に発言はないか。

○古田委員

岩倉市において高齢者とはどのように定義しているか。計画書の5ページでは「65歳以上の高齢者」と表現されているのに対し、10ページでは「60歳以上」となっている。

○事務局

高齢者の定義は65歳以上である。10ページの表現については、資料の元である岩倉市公共交通実態調査の対象が10歳刻みであったことによるものである。

○会長

10ページにその旨を記載しておいた方が良い。

他に意見がなければ、決議を取りたい。異議はないか。

【全会一致で異議なし】

5 その他

○事務局

23 ページの予約受付時間について一部補足する。「運行日」の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間とする。運行日ではない土・日・祝日は、予約を受け付けない。

○加藤委員

名鉄バス間内・岩倉線が、8 月 1 日より運行を開始している。乗客数を増やしていくため、今後も PR していく。

○中島委員

- ・市民の意見を取り入れるため、利用者の会のようなものを設置してはどうか。
- ・保健センターなどで、妊婦などの利用者に対する利用相談や調査を実施してはどうか。
- ・出産後の登録変更などにおいて、民生委員に協力を依頼してはどうか。
- ・チケットについて、販売方法などを含めてより有効に活用できないか。

○事務局

利用者の会については、事務局から提案するかどうかを含めて慎重に検討したい。

その他にも、保健センターや社会福祉協議会へ出向くなどして、様々な機会を活用して事業の周知や向上に努めていきたい。

上記のとおり、岩倉市地域公共交通会議の経過及びその結果を明確にするために、この会議録を作成し、ここに署名します。

平成 年 月 日

岩倉市地域公共交通会議

会長

印